

## 東久留米市工事請負指名競争入札参加者指名基準

### (目的)

第1条 この基準は、東久留米市契約事務規則（平成9年5月30日規則第20号。以下「契約事務規則」という。）第34条の規定に基づき、東久留米市が施行する工事請負契約に係る指名競争入札等に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札等の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

### (適格性の判定)

第2条 契約事務規則第2条第9項で定める資格審査サービス（以下「資格審査サービス」という。）に登録されている者につき、東久留米市が発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）についての適格性を判断しようとするときは、次の事項について審査するものとする。

- (1) 法令に定められた資格要件
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 過去に東久留米市が発注した工事における施工成績
- (5) 発注工事の内容に適した専門性及び技術的適性
- (6) 資格審査サービスにおける工事の業種の登録状況
- (7) 既発注工事の進捗状況
- (8) 東久留米市及び他官公庁における指名及び受注の状況
- (9) 当該発注工事における地理的条件

### (入札参加者の指名方法)

第3条 入札参加者を指名する場合においては、前条により適格性を有すると判定された業者（以下「適格者」という。）のうち、別表1に定める工事の業種ごとの予定価格に対応する等級に属する者のうちから指名するものとする。

2 前項の規定により入札参加者を指名する場合において、別表1に定める予定価格に対応する等級に属する者でかつ次の各号のいずれかに該当するものは、他の適格者に優先して指名することができる。

- (1) 東久留米市に本店、支店又は営業所等を有する事業者
- (2) 東久留米市に隣接する自治体に本店、支店又は営業所等を有する事業者
- (3) 過去において、東久留米市を相手方とする当該発注工事と同種かつ同規模程度以上の契約を履行した者で、工事成績評定による評定結果が優秀であった者
- (4) 発注工事が既発注工事及び他の官公庁並びに民間工事と関連する場合の既発注工事を施工した者（施工成績が不良である者を除く。）
- (5) 発注工事と同種の工事を専門とする者

(上位・下位等級の指名方法)

第4条 特に必要があるときは、前条の規定にかかわらず、予定価格に対応する等級の直近上位以上及び直近下位の資格を有する者を指名することができる。

2 直近上位以上の資格を有する者を指名することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 第3条第2項第1号に該当する事業者
- (2) 当該等級に属する適格者がいない場合又は指名しようとする者の数に満たないとき。
- (3) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。
- (4) 発注工事が性質または目的により高度の技術を要する工事または施工上相当の困難を伴う工事であるとき。
- (5) 発注工事の予定価格が当該等級に対応する予定価格の上限と同額るとき又はこれに近い額であるとき。

3 直近下位の資格を有する者を指名することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 第3条第2項第1号に該当する事業者
- (2) 技術的にみて当該ランクの能力が必要でないと認められるとき。
- (3) 発注工事の予定価格が当該等級に対応する予定価格の下限と同額るとき又はこれに近い場合の工事であるとき。

(指名の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者を指名することはできないものとする。

- (1) 不誠実な行為のある者
  - ア 東久留米市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止の措置を現に受けている者又は受けることとなった者
  - イ 契約の履行が不誠実である者
  - ウ 東久留米市が発注する工事請負契約に関して下請契約関係が不適切であることが明確である者
  - エ その他不誠実な行為のある者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 発注工事の施工にあたって、法令上必要とされる官公庁等の許可又は認可を受けていない者
- (4) 発注工事の施工にあたって、必要とされる技術又は設備を有しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項による更生手続開始の申立てをしている者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項による民事再生手続開始の申立てをしている者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不適当と認められる者

(指名業者数)

第6条 指名業者数は、別表2のとおりとする。ただし、契約の種類、内容、性質若しくは目的、事業者の登録状況又は希望制指名競争入札における希望事業者数等により必要があるものと認められるときは、指名業者数を増減することができる。

(秘密の保持)

第7条 入札参加者の指名に係わった者は、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 本指名基準に定めるもののほか、指名競争入札等に関し必要な事項は、東久留米市指名業者選定委員会において決定するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年2月1日から施行する。

(東久留米市工事請負指名競争入札参加者指名基準の廃止)

2 東久留米市工事請負指名競争入札参加者指名基準(昭和54年8月1日施行)は廃止する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成26年2月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成27年2月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）予定価格に対応する等級

① 土木工事・建築工事

等級	予定価格
A・B	1億5,000万円以上
C	3,000万円以上1億5,000万円未満
D	1,000万円以上3,000万円未満
E	1,000万円未満

② 設備工事

等級	予定価格
A	3,000万円以上
B	1,000万円以上3,000万円未満
C・D	1,000万円未満

別表2（第6条関係） 予定価格に対応する指名業者数

① 土木工事・建築工事

予定価格	指名業者数
3,000万円以上1億5,000万円未満	6者以上
1,000万円以上3,000万円未満	5者以上
1,000万円未満	3者以上

② 設備工事

予定価格	指名業者数
3,000万円以上	6者以上
1,000万円以上3,000万円未満	5者以上
1,000万円未満	3者以上